

育児休業から復職した方は、申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます

経理 担当
☎06-6941-2857

育休から復職した場合、任意で「育児休業等終了時改定」の申し出をすることにより、復職後の報酬に基づく標準報酬に改定できます。特に、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等で復職後の報酬が下がる方は、申出により標準報酬が下がる場合があります。

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方	
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例) ①4月 1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：支払い基礎日数が17日未満の月は対象より除くため、4月を除いた5～6月の報酬の平均	
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目 (例) 4月中の復職の場合、7月に改定	
所属	A 府立学校及び府教育庁所属	B A 以外の所属
申請方法	SSC入力による申請 (共済互助関係 → 終了時改定の申出)	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出 ※様式はP.14下部よりダウンロードできます。
申請時期	育児休業等終了日の翌日が属する月の翌月末まで(例) 4月中の復職⇒5月末まで ※期限内にSSC入力ができなかった場合は、Bの方法で申出てください。	育児休業等が終了した日から2年間 ※ただし、改定の時期を過ぎて申出があった場合は、掛金等の遡及調整が必要となるため、可能な限りAと同じ期限内に申出てください。

- 標準報酬が改定されると、徴収される掛金の額は下がりますが、各種給付金（育児休業手当金等）の額を算定する基準も下がりますので、ご注意ください。
- 復職後の報酬によっては、申出により標準報酬が上がる場合もあります。詳細は「教職員のための共済のしおり」I 共済制度のあらまし 2 掛金（保険料）と負担金について（8）をご確認ください。

◆教職員のための共済のしおり



☆年金算定に用いる標準報酬月額3歳未満の養育特例については、「共済おおさか221号（令和5年8月）」P.8をご覧ください。年金担当(06-6941-2864)へお問い合わせください。

Q 育児休業から復職しましたが、育児休業等終了時改定は絶対に申し出ないといけないの？



A 絶対に申し出なければならないわけではありません。下のフローチャートを参考になさってください。

